京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会設置要領

(目的)

第1条 府民を喫煙及び受動喫煙による健康被害から保護することを目的として、府民や関係機関、施設管理者等が一体となってたばこ対策を推進するため、京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 部会は、保健医療関係団体、特定非営利活動法人、施設管理者関係団体、行政機関、教育機関、学識経験者等(以下「構成団体等」という。)で構成する。

(部会の開催・運営)

第3条 部会は、必要に応じ開催するものとし、京都府健康福祉部長が招集する。

(協議事項)

- 第4条 部会は、主に次の事項について協議するものとする。
 - (1) 京都府におけるたばこ対策の取組の推進に関すること
 - (2) その他たばこ対策に関する必要な事項

(部会長)

- 第5条 部会に、部会長を置く。
- 2 部会長は、部会の会務を総理する。
- 3 部会長は、構成団体等の互選によって定める。
- 4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 部会は、必要があるときは、構成団体等以外の団体等から意見を聴く ことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、京都府健康福祉部健康対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の設置・運営に関し必要な事項は、 構成団体等が協議の上、別途定める。

附則

この要領は、平成23年11月28日から施行する。